

宮崎県社会福祉功労者等表彰要綱

昭和63年9月17日
福祉保健部福祉保健課

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉の増進に貢献し他の模範となるものの表彰に関して、必要な事項を定めるものとする。

(表 彰)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

1 社会福祉功労

(1) 民生委員・児童委員

①功労表彰

民生委員・児童委員として、過去15年以上にわたりその職務に精励し、功績が顕著であり、年齢が満50歳以上で現在なお在職している者

②特別表彰

民生委員・児童委員を退任した者で、在職期間が10年以上であり、その間、その職務に精励し、功績が顕著であった者

(2) 地区民生委員・児童委員協議会

地区民生委員・児童委員協議会を設置する地区で、民生委員・児童委員の活動が活発で、その功績が顕著で他の模範と認められるもの

(3) 共同募金運動奉仕者及び奉仕団体

共同募金運動の推進のため共同募金運動の奉仕者又は奉仕団体として過去15年以上にわたり率先して活動を行い、現在なお活躍中であって、その功績が顕著である者又は団体。

(4) 地域福祉活動功労者

自治会、町内会等の町又は字の区域その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体の役員として、過去15年以上にわたり地域福祉活動を率先して行い、現在なお活躍中の満50歳以上の者であって、その功績が顕著である者。

(5) その他社会福祉の向上に特に功労のあった者

社会福祉の功績が顕著で他の模範と認められる者

2 社会福祉事業功労

(1) 社会福祉事業等施設長

社会福祉事業等施設（社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業施設、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同法第115条の46に規定する地域包括支援センターとする。以下(2)及び(5)において同じ。）の長として、原則として過去15年以上にわたりその業務に従事し、功績が顕著であり、年齢が満50歳以上で、現在なお在職している者

(2) 社会福祉事業等施設職員

社会福祉事業等施設の職員として、原則として過去15年以上にわたりその業務に精励し、他の模範と認められる者であり、年齢がおおむね50歳以上で現在なお在職している者

(3) 社会福祉事業団体関係者

社会福祉事業団体関係者として、原則として過去15年以上にわたり社会福祉の発展のために貢献し、年齢が満50歳以上でなお活躍中の者

ただし、老人クラブにあっては、過去10年以上にわたり市町村老人クラブ連合会の役員として社会福祉の発展のために貢献し、年齢が満75歳以上で現在なお活躍中の者とする。

(4) 訪問介護員（ホームヘルパー）

訪問介護員として、原則として過去15年以上にわたりその職務に精励し、功績が顕著であって、現在なお在職している者

(5) 社会福祉事業等施設

社会福祉事業等施設で、原則として過去5年以上にわたり優秀な事業実績をあげ、その業績が顕著で他の模範と認められるもの

3 社会福祉関係自助努力者

(1) 身体障がい者自立者

身体障がいの程度が4級以上で、その障がいを克服し、現在自立して他の模範と認められる者であって、年齢が満40歳以上の者

ただし、県及び市町村の議会の議員等公選による職にある者は除く。

(2) 知的障がい者自立者

知的障がい者で、その障がいを克服し、現在自立して他の模範と認められる者であって年齢が満40歳以上の者

(3) 家庭介護功労者

重症心身障がい児（者）又は寝たきり高齢者の日常生活全般について、原則として過去5年以上にわたり献身的な介護を行い、他の模範と認められる者

（表彰期間の計算）

第3条 表彰期間及び年齢の計算は、原則として表彰日現在とする。

2 対象期間が中断している場合には、中断した期間は除外し、実在の期間のみを通算する。

（表彰の内申）

第4条 市町村長は、第2条各号のいずれかに該当するものがあると認めるときは、内申書により知事に内申するものとする。

2 西臼杵支庁長、各福祉こどもセンター所長、児湯福祉事務所長及び各児童相談所長並びに社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会会長は、第2条各号のいずれかに複数の市町村を範囲とする福祉活動等で、該当する者があると認めるときは、内申書により知事に内申するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、宮崎県社会福祉大会において行う。ただし、特に必要があると認められるときは、随時行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年9月17日から施行する。
- 2 宮崎県社会福祉事業功労者等表彰要綱（昭和26年4月1日定め）、宮崎県老人福祉功労者表彰要綱（昭和45年6月15日定め）、宮崎県心身障害者（児）福祉功労者等表彰要綱（昭和49年9月14日定め）、身体障害者・精神薄弱者相談員功労者表彰（昭和62年6月18日定め）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成5年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。